令和３年７月２０日

保護者　様

神埼市教育委員会

教育長　末次　利明

神埼市立西郷小学校

校 長　遠藤　浩幸

夏季休業中の感染症対策のご協力のおねがい

　盛夏の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神埼市および本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

　さて、７月２１日（水）から３５日間の夏季休業となります。この夏季休業期間中において、児童は多くの方々とふれあう機会があると思います。現在、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は小康状態にありますが、まだ終息しているとは言えません。そこで、夏季休業期間中におきましても、下記の対応について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

１　基本的な感染症対策の徹底

　(1)毎日、家庭での健康観察をお願いします。

・毎日、家庭で検温をしていただき、児童に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、外出を控え、医療機関を受診してください。

　(2)「３つの密」を避けるようお願いします。

・地域の感染状況を把握するとともに、感染のリスクが高い場所との往来は避けるようにしてください。

　(3)外出する際は、マスク着用をお願いします。

・ただし、熱中症予防の観点から、感染のリスクが低い状況ではマスクを外すことも必要です。

　(4)外出から帰宅した際は、手洗いとうがいの徹底をお願いします。

・外出中でも、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、トイレのあと、共通の物に触れたあと等は手洗い・手指消毒をしてください。

　(5)自宅でも、こまめな換気をお願いします。

・気温が高い日が続くことが予想されます。窓を閉めて、エアコンを稼働させることが多くなると思いますが、こまめな空気の入れ換えを心がけてください。

２　感染が疑われる、または感染が判明したときの対応

　以下の(1)～(4)の場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。なお、きょうだいが小学校と中学校に在籍されている場合は、どちらの学校にもご連絡をお願いします。

　(1)児童や同居家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合。

　(2)児童や同居家族が、保健福祉事務所や医療機関の判断により、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査など）を受けるようになった場合。

　(3)児童や同居家族が濃厚接触者に特定された場合。

　(4)児童や同居家族に発熱等の風邪の症状が見られる等、感染が疑われる場合。

３　連絡先

|  |
| --- |
| ・平日（８時～１７時）　　　・・・西郷小学校（TEL　0952-52-3215）  ・平日（１７時～翌日８時）　・・・神埼市教育委員会学校教育課（TEL　0952-37-3592）  ・土・日曜日（終日）　　　　・・・神埼市教育委員会学校教育課（TEL　0952-37-3592）  なお、**８月１１日（水）～１７日（火）は、すべて神埼市教育委員会へ**ご連絡ください。 |